

国際機構の設立文書には、解散規定が置かれていることはあまりない。もっとも、世銀や IMF のような国際金融機構の設立文書には解散規定があるのが通例である（[IBRD 協定](#)(Articles of Agreement) 5 条 5 項、[IMF 協定](#) 27 条 2 項）。ヨーロッパ連合(EU)の先駆けとなった[ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体\(ECSC\)](#)は、[設立条約](#) 97 条に 50 年の期間存続することが明記されており、その規定通り、設立（＝設立条約発効）から 50 年後の [2002 年 7 月 23 日に解散](#)（＝設立条約終了）した。そして、ECSC の財産は、ニース条約（EU 条約・EC 設立条約〔現在の EU 運営条約の前身〕を改正する条約、2001 年）[付属の議定書](#)（67 頁以降）により、ヨーロッパ共同体（現・ヨーロッパ連合）に引き継がれることとされた。

解散規定がない場合の解散の例としては、たとえば国際連盟がある。国際連盟は、総会の解散決議により解散された。

The Assembly of the League of Nations,

Considering that the Charter of the United Nations has created, for purposes of the same nature as those for which the League of Nations was established, an international organization known as the United Nations to which all States may be admitted as Members on the conditions prescribed by the Charter and to which the great majority of the Members of the League already belong;

Desiring to promote, so far as lies in its power, the continuation, development and success of international cooperation in the new form adopted by the United Nations;

Considering that, since the new organization has now commenced to exercise its functions, the League of Nations may be dissolved; and

Considering that, under Article 3, paragraph 3, of the Covenant, the Assembly may deal at its meetings with any matter within the sphere of action of the League:

Adopts the following resolution:

Dissolution of the League of Nations

1. (1) With effect from the day following the close of the present session of the Assembly [*i.e.*, April 19], the League of Nations shall cease to exist except for the sole purpose of the liquidation of its affairs as provided in the present resolution.

(2) The liquidation shall be effected as rapidly as possible and the date of its completion shall be notified to all the Members by the Board of Liquidation provided for in paragraph 2.

21. On the completion of its task, the Board shall make and publish a report to the Governments of the Members of the League giving a full account of the measures which it has taken, and shall declare itself to be dissolved. On the dissolution of the Board, the liquidation shall be deemed to be complete and no further claims against the League shall be recognized.

(連盟総会 1946 年 4 月 18 日決議、全会一致〔ただし、総加盟国 45 カ国のうち 35 カ国のみ出席〕。出典: Denys P. Myers, “Liquidation of League of Nations Functions”, *American Journal of International Law*, vol. 42, 1948, pp. 331-332.)

そして、国連総会は、国際連盟の資産や一部の権限を引き継ぐことを 1946 年の国連総会決議 24(I)で決定している。

その過程で生じた大きな問題が、南西アフリカ(現・[ナミビア](#))の法的地位である。1884-85 年のベルリン会議(いわゆる「会議システム」の会議の一つ)以降ドイツの保護領となった。第一次世界大戦後、南西アフリカは南アフリカを受任国(Mandatory)とする委任統治(Mandate)領となる(国際連盟規約 22 条)。国際連合は、国際連盟の委任統治制度を引き継ぐ信託統治制度を導入した(国連憲章 12 章)ものの、国連憲章上、連盟期の委任統治領が信託統治制度の下に置かれるためには委任統治の受任国と国連との間で信託統治協定を締結することが必要であり(国連憲章 77 条 1 項)、南西アフリカを信託統治制度の下に置くこと(=信託統治協定を締結すること)を拒否した南アフリカと国連との間で、南西アフリカの法的地位について対立が生じた。1948 年に南アフリカがアパルトヘイト政策を公式に導入し、それを南西アフリカにも適用するようになると、対立はいっそう激化した。

そこで、国連総会は国際司法裁判所に勧告的意見を求めた。1950 年の「南西アフリカの法的地位に関する勧告的意見」(別添 1) 129 頁に載っている(a), (b), (c)の三つの問に対する答を求めたのである。この講義では、このうち(a)のみ(意見 131-138 頁)に注目する。裁判所は、南アフリカが国際連盟に対して負っていた義務を、連盟解散後には国際連合に対して負うようになった、と述べている。その理由はどのようなものか。マークした部分に着目しつつ考えよ。

その後、膠着状態が続き、国連総会は 1966 年に決議 2145 (XXI) を採択し、南アフリカによる委任統治を終了した(決議パラグラフ 4)。にもかかわらず南アフリカが南西アフリカ(その頃「ナミビア」と改称)に居続けていることの法的帰結につき改めて国際司法裁判所に勧告的意見が求められ、裁判所は 1971 年に勧告的意見(「ナミビア勧告的意見」)を発表した(別添 2)。そこでの論点の一つは、国連設立以前から存在する委任統治を終了する権限を国連総会が有するか、であった。これについて、裁判所は意見パラ 102-103 で回答している。どのような理由付けなのか、考えてくる。この問題はパラ 96 から議論されているのでそこから読むべきではあるが、国際法第一部を履修していないと理解できない内容が含まれているので、パラ 96 以降をざっと眺めた上で、パラ 102-103 のみを丁寧に読めばよい。また、パラ 55-81 において、1950 年の勧告的意見で扱われた問題が再び議論されている。マークした部分のみでよいので目を通してること。

なお、1950 年・1971 年いずれの勧告的意見についても、判例集に日本語の解説が掲載されている。

以上